



インターネットにおける 人権侵害に注意！

インターネットには、掲示板やSNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）などコミュニケーションの輪を広げる便利な機能があり利用が進んでいます。その一方で、悪質な書き込みや個人のプライバシー侵害など、他人の人権を侵害する問題が多く発生しています。本人にその意識がなくても、いつの間にか相手を傷つけてしまうことがあります。例えば、SNSに無断で掲載した写真や動画により私生活の特定がされるなどプライバシーの侵害に繋がっています。

インターネットは、世界といつでも通信可能なメリットがある反面、匿名で公開・拡散できるため、一度書き込んでしまうと完全に削除することは困難です。安易な書き込みで他の人の人権を傷つけない

【ネット上の人権侵害を防ぐ為に】

- ・ 他人を誹謗中傷する内容を書き込まない
- ・ 差別的な内容を書き込まない
- ・ 安易に不確かな情報を書き込まない
- ・ 他人のプライバシーに関わる情報を書き込まない
- ・ 不特定多数の人に見られる可能性があることを意識する。

いために、インターネットの特性を理解して、ルールやモラルを守って利用することが大切です。特に小・中・高校生などの未成年者の犯罪を防止するため、保護者の皆さんの見守りと適切な管理をお願いします。

法務省のホームページや最寄りの法務局にも相談窓口がありますので、気になることがあれば相談ください。

～人権相談窓口のご案内～

鳥取地方法務局では人権に関する困りごと、心配ごとなど、暮らしの中で起こる様々な問題、いじめ、差別、セクハラ、配偶者やパートナーからの暴力等の悩み事について、法務局職員や人権擁護委員が面談や電話で相談を受け付けています。相談は無料で、秘密は厳守します。（常設相談所は平日午前8時30分～午後5時15分まで）

- ・ みんなの人権 110 番
☎ 0570 - 003 - 110
- ・ 女性の人権ホットライン
☎ 0570 - 070 - 810
- ・ 子どもの人権 110 番
☎ 0120 - 007 - 110



「特設人権相談について」

本町では、毎月第1火曜日に特設人権相談所を開設しています。相談内容は近隣、家族間、職場内でのトラブル、子どもや女性、高齢者をめぐる問題など人権問題全般です。相談は無料で秘密は固く守られます。気軽に相談ください。

日 時 9月6日（火） 午前9時～11時30分
場 所 智頭町総合センター



問合せ先 役場総務課 ☎ 75 - 4 1 1 1